

連結納税制度について

新聞報道によると、税負担の軽減を目的として、花王が平成 25 年 12 月期から、オンワードホールディングスが平成 26 年 2 月期から連結納税制度を導入するとのことです。

連結納税制度は、平成 14 年度税制改正により、独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁、商法改正による株式移転制度や会社分割制度の導入、企業会計における連結財務諸表制度の本格的な導入を背景に、企業グループの一体経営が急速に進展しつつある実態に相応しい課税の仕組みを構築することを目的として創設されました。

連結納税制度では、連結親法人が連結グループ全体の法人税の申告納税義務を負うこととされており（法人税法 81 条の 22、81 条の 27）、連結親法人に対して課税される各連結事業年度の連結所得に対する法人税の課税標準は、その連結親法人の属する連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額とされます（法人税法 81 条）。連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額は、その連結事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とされ（法人税法 81 条の 2）、連結グループ内に課税所得を有する法人と欠損金を有する法人がある場合には、所得金額と欠損金額が通算され連結グループ全体の法人税の負担が軽減されます。

なお、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人の繰越欠損金の引継ぎは可能ですが、時価評価制度の適用対象となる連結子法人の繰越欠損金については、引継ぎが認められず切り捨てられます（法人税法 81 条の 9 第 2 項）。

地方税については連結納税制度が導入されていないため、法人税について連結納税制度を選択した場合でも、従前どおりの個社別の申告納税を行うことが必要となります。

単体納税と連結納税の比較

法人税率: 25.5%

単体納税					連結納税	
X社		Y社		X社+Y社	X社グループ	
単体所得	単体納税	単体所得	単体納税	税額合計	連結所得	連結税額
1000	255	▲400	0	255	600	153

102減少

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスをを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討・買収防衛策に関する裁判経過と意義」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出までを行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。